

## 大阪市立学校協議会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、大阪市立学校活性化条例(平成24年大阪市条例第86号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき設置する学校協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任命)

第2条 条例第9条第2項の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が、当該学校(幼稚園を含む。以下同じ。)の校長(園長を含む。以下同じ。)及び当該学校の所在する区の区長(以下「区長」という。)の意見を聴いて任命するものとする。

- (1) 当該学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者
- (2) 当該学校の所在する地域の住民
- (3) 当該学校における教育活動を支援する個人又は団体の構成員
- (4) 当該学校に関係を有する学校(以下「関係校」という。)の教職員(当該学校の教職員を除く。)
- (5) 教育に関し学識経験を有する者
- (6) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、原則として3名以上10名以下とし、教育委員会が校長と協議の上、定める。ただし、校長の意見に基づき教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 委員が欠けたときは、教育委員会は、校長及び区長の意見を聴いて新たに委員を任命することができる。

(委員の服務等)

第3条 委員は、条例第9条第3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び当該学校の運営に著しく支障をきたす行為
- (2) 委員としての地位を、営利行為や政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
- (3) 委員たるにふさわしくない非行

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の翌年度の末日までの2年以内とする。

2 第2条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(報償金)

第5条 委員の報償金の額は、予算の範囲内で、教育長が定める。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

2 協議会に、副会長を置くことができる。

3 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。ただし、関係校の教職員である委員は、会長及び副会長になることができない。

4 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。

5 副会長は、会長を補佐する。

6 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合において、副会長を置いていないときは、あらかじめ会長が指名した委員が、副会長が1人であるときは、その副会長が、副会長が2人以上であるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議の招集は、会長が、会議の開催場所、日時及び案件をあらかじめ委員に通知して行う。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 採決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、次の各号に掲げる所掌事務を取り扱うときは、会議において採決を行わなければならない。

(1) 条例第9条第1項第2号の規定による学校関係者評価の実施

(2) 条例第9条第4項第4号の規定による児童等に対する指導が不適切である教員に対し校長が講ずべき措置等についての意見の陳述

(3) 条例第9条第6項の規定による教育委員会に対する措置の申出

(4) 条例第12条第1項の規定による当該学校に勤務する教員の評定の結果の分布の割合についての開示の請求

(会議の公開)

第8条 会議の案件の審議は、次の各号に該当する場合を除き、公開するものとする。ただし、

第1号オ又は第2号に該当するものとして非公開とするときは、会議において採決を行わなければならない。

(1) 会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合

ア 法令又は条例の規定により、公開することができないとされている情報

イ 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、かつ、会議を公開することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報

ウ 法人等の情報で、会議を公開することにより、当該法人等の正当な利益を害すると認められる情報

エ 第三者から公開しないことを条件として、任意に提供された情報

オ 会議を公開することにより、事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずると認められる情報

(2) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

(意見の聴取等)

第9条 校長は、協議会の会議に出席して説明し、若しくは意見を述べ、又は教職員に説明させ、若しくは意見を述べさせることができる。

2 校長は、協議会が適正に運営されるよう、学校の運営に関する状況に関する情報の積極的な提供に努めるものとする。

3 会長は、必要と認めるときは、校長に対し、説明又は意見を求めることができる。

4 会長は、必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、意見を求めることができる。

5 会長は、必要と認めるときは、校長の同意を得て、当該学校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合において、当該児童又は生徒の発達段階に応じ、その保護者の同意を得る等必要な配慮をしなければならない。

6 会長は、必要と認めるときは、会議の案件に係る専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係者の意見を聴き、又は資料の提供を受けることができる。

(意見の申出)

第10条 協議会は、条例第9条第6項の規定によ

り教育委員会に対し申出を行うときは、あらかじめ校長の意見を聴取した上で、教育委員会に文書を提出して行うものとする。

(活動状況の報告等)

第11条 協議会は、その活動の状況に関する情報を発信し、保護者及び地域住民その他の関係者の連携及び協力を促すよう努めるものとする。

2 協議会は、会議を開催したときは、速やかに、文書により、その会議の内容を教育委員会に報告しなければならない。

(教育委員会の補佐)

第12条 教育委員会は、協議会が適正に運営されるよう、本市における教育の状況に関する情報の積極的な提供に努めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、協議会に対し、その運営に関する状況について、報告を求め、調査し、指導及び助言を行うものとする。

(委員の解任)

第13条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 委員が第3条に違反したとき

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき

(3) その他、解任に相当する事由が生じたとき

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任するときは、本人に対し、文書により、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、当該学校において処理する。

(運営に関する事項)

第15条 協議会は、条例及びこの規則並びに協議会の目的に反しない範囲において、運営に関し必要な事項を定めることができる。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、平成24年9月1日から施行する。